

〔巻頭言〕

理事長就任にあたって

理事長 田中 實

昨年10月をもって、四宮和夫先生は理事長としての任期を満了され、私がその後任をつとめることとなった。

四宮先生は、昭和51年10月、本学会の創立以来、満10年の長きにわたって理事長の職をおつとめになり、手堅く、しかも適切な配慮によって学会の運営に当たられ、そのお蔭をもって本学会は順調な発展の道をたどることができた。と同時に、名著『信託法』（有斐閣、法律学全集）をはじめ、珠玉のような諸論文によって、わが国信託法学の発展を指導された功績も、また忘れることはできないところであって、私は、会員各位とともに、四宮先生の多年にわたる学問的貢献・業績に対し、心からなる敬意と感謝の意を表したい、と考えるものである。

本学会の会員数は既に800名をこえ、法学領域の学会としては、スケールのやや大きい方に属するが、運営をみれば、総会をはじめ各種の会合は、理事・監事その他の役員の方々のご協力よろしきを得て（信託協会の方々による財政的・事務的ご協力も大きい）、手落ちなく行われ、記録は正確、財政は安定というわけで、全くご同慶にたえない。一昨年、日本学術会議の組織変更にあたり、学会の登録申請をした際にも、最も模範的な学会として、登録手続きが至ってスムーズに済んだ記憶がある。

学会創立のときも、その後の10年間も、私は、四宮先生のお指図の下に学会運営のお手伝いをさせていただいたが、いつも学術団体としてのレベルを高く保つために先生の払われたご苦心・ご苦労は並大抵のものではなかった。今後、四宮先生の敷かれた理想的路線を守りながら、微力をつくして、本学会の運営にあたりたいと考える。各役員の方々ならびに会員各位のご叱正・ご鞭

捷をいただければ幸いである。

さて、理事長の職をつぐにあたって、将来を展望するとき、私の念頭にあるのは、最近における信託事情の変化である。その変化のひとつは、いうまでもなく、信託業務の大きな発展である。従来、信託は、銀行・保険と並んで金融業の一部をなすものとされてきたが、ここ数年の信託業務の伸びはいちじるしく、昨年8月には信託銀行の有する信託財産の総額がついに100兆円をこえた、といわれている。そこに、まず現代社会における経済的契機としての、信託の重要性を認識することができよう。

併せて、信託における社会的契機として、公共性ないし社会性がしだいに顕著となっていることを、もうひとつの変化として指摘しなければならない。たとえば、社会保障の一部としての年金信託、障害者福祉信託、各方面にわたる公益信託の展開（土地信託でさえ公共的な都市計画の一環として考慮される場合がある）等々を考えれば、今日の信託が単なる金融業務でなく、独自の社会的機能を担っていることを、とくに評価する必要があるだろう。

変化の3つめは、信託の国際化である。わが国の信託銀行が諸外国に支店を設けるばかりでなく、ついに、わが国内に外資系の信託銀行が9行も誕生したことは、周知のとおりである。こうして、今や信託は国際的業務とみられるが、1984年、ハーグで、信託の国際化に向けて準拠法決定と調整のための条約案を審議する国際私法会議が開かれ、その成果がわが国でも注目されるに至った。

以上、思いつくままにあげたにすぎないが、このように信託に大きな変化がみられるとすれば、法学界にも新しいテーマが次々と登場するであろうし、それだけ本学会に対する期待も大きくなるに違いない。浅学で微力な私ごとき者に、理事長としての職責がつとまるかどうか、自信はないが、重ねて会員各位のご支援をお願いする次第である。